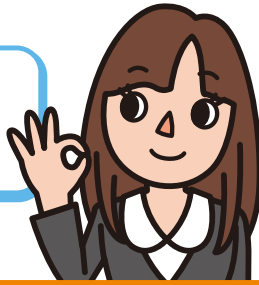


JIO安心ローン

— 完成サポート付き つなぎ融資制度 —

JIO安心ローンは工事の進捗に合わせて、お施主様に代わって事業者様へ中間資金の出来高払いを行う、つなぎ融資制度です。この制度には、建築途中で事業者様が倒産した場合等に備える「完成サポート」が付いています。また、オプションで「安心保証(つなぎ団信)」もご利用いただけます。

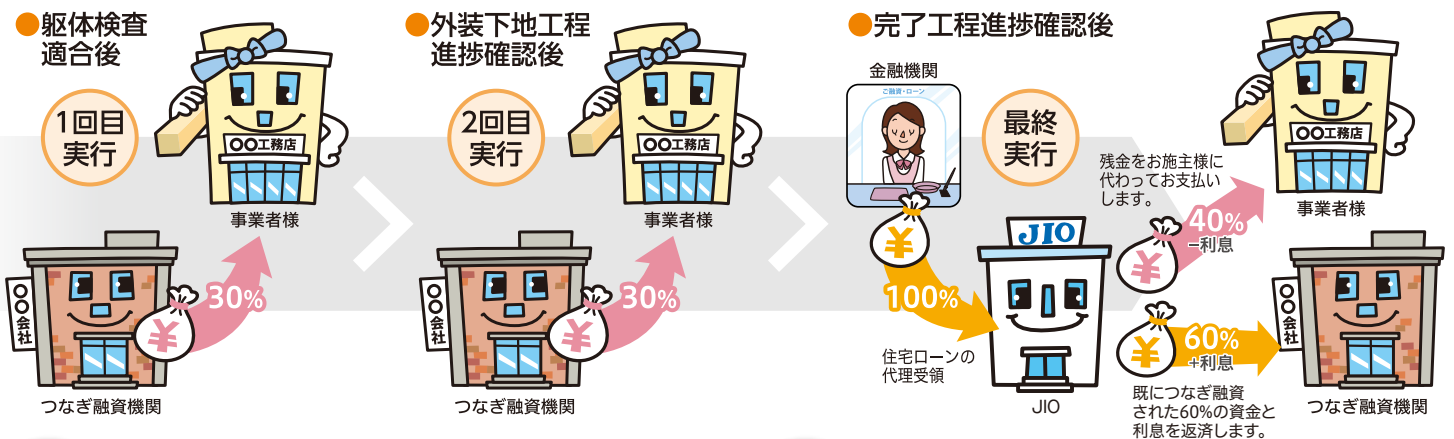
JIO安心ローン 3つのメリット



1 出来高払いにより経営の安定に役立ちます！

出来高払い

工事の進捗に合わせて、建築途中で2回(融資額の30%ずつ、計60%以内)の中間資金をお施主様に代わって事業者様にお支払いします(立替払い)。事業者様は出来高払いにより建築資金を回収できるので、今まで諦めていた自己資金の少ないお客様の獲得も期待できます。



2 お施主様へ安心のご提供を！

完成サポート

建築途中で事業者様の倒産等により工事を継続することが不可能となった場合に、他の事業者様に引き継いで住宅の完成をサポートします。

- 保証限度額(1住宅あたり)
700万円または請負金額の30%のいずれか低い額
- 保証範囲
・前払工事費用*1・増嵩工事費用*2
*1 支払済工事費用のうち出来高不足による損害費用
*2 工事を引き継ぐ際に発生する追加費用
(足場の組替工事費や、資材再搬入費等)

3 お施主様の万が一の不安もサポート！ オプション

安心保証[つなぎ団信]

建築途中で万が一お施主様が高度障がい、または死亡された場合等には、保証会社がお施主様に代わって、事業者様に対する未払債務を弁済し、住宅を権利継承者様へ引き渡します。事業者様は建築資金未回収のリスクヘッジにもなります。

- 注意事項
・ご加入は任意です。(有料オプション)
・保証金額は5,000万円が上限です。(1住宅あたり)



「JIO安心ローン」事業者登録について



JIO安心ローン制度のご利用には、事業者様が「JIOわが家の保険」の事業者届出およびJIO安心ローン事業者登録をすることが必要です。

※新規のJIO安心ローン事業者登録は中小企業者様に限ります。

登録方法

JIO安心ローン事業者登録をご希望の場合は、必要書類をご用意いただき、担当のJIO支店へご提出ください。

登録申込時必要書類

- ① JIO安心ローン取扱事業者登録申込書兼保証委託約定書
- ② 暴力団等反社会的勢力排除に関する覚書
- ③ JIO安心ローンⅡ立替払制度利用に関する承諾書
- ④ 印鑑届

- ⑤ 事業者様の印鑑証明書(2通)*
- ⑥ 事業者様の商業登記簿謄本*
- ⑦ 代表者様の印鑑証明書*

- ⑧ 直近の決算書2期分…
 - 表紙 ●貸借対照表 ●損益計算書 ●販売費および一般管理費内訳書
 - 製造原価報告書 ●株主資本等変動計算書 ●個別注記表 ●付属明細書

*発行日より3ヶ月以内の原本をご用意ください。

個人事業主様の場合はJIO所定の

①～④の書類に加えて以下の書類が必要です。

- 代表者様の印鑑証明書(2通)*
- 納税証明書(その1～4)*
- 直近の青色申告書および青色決算書2期分

ご注意

JIO安心ローン事業者登録(適格要件)は、直近の決算において債務超過でなく、かつ2期連続して赤字となっていないこと等が条件です。

登録料 更新料

JIO安心ローン事業者登録料

10,000円(税抜き)

ご注意

登録内容を変更する場合は、必ずJIOへ通知をお願いします。
(事業者名、代表者名、住所、TEL、FAX、預金口座、預金者名、実印等)

更新料

10,000円/年(税抜き)

登録の有効期間は1年間です。
(登録の受理日から1年間)
1年ごとに更新手続きが必要です。

料金

(1住宅あたり)

委託手数料

80,000円(税抜き)

ご注意

安心保証(つなぎ団信)の付保をご希望の場合は、別途保証料がかかります。

工程進捗確認費用

11,000円(税抜き)
(外装下地・完了)

つなぎ期間の利息

つなぎ期間の利息は、金利の変動により異なりますので、JIOまでお問い合わせください。

お支払方法

JIO安心ローンをご利用いただいた料金は、申込月の月末で締め、翌月の27日にお届けいただいた金融機関の預金口座より口座振替となります。なお、金融機関が27日に休業の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替となります。

登録証・更新証

JIO安心ローン事業者登録完了後、「JIO安心ローン取扱事業者登録証」を発行いたします。
お手元に届きましたら、大切に保管ください。
毎年の更新時も同様に発行いたします。

見本



JIO安心ローンお申込みの流れについてはこちらのパンフレットをご覧ください。

【JIO安心ローン専用窓口】

電話番号 **03-6859-9204**

おかけ間違いにご注意ください

受付時間:月～金 8:30～17:20
(休日、年末年始を除く)



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 ランディック神田ビル4F
TEL:03-6859-4800(代表)

【追補版】 J I O安心ローン



JIO安心ローン書類変更にもない、事業者登録の新規および更新の手續きと登録料・更新料を2015年6月より変更させていただきました。【登録申込時必要書類】【登録料】【更新料】につきましては、変更後の内容に読み替えてください。

変更概要

- ・登録申込時の必要書類の変更
- ・初年度の登録期間と登録料の変更

※既にJIO安心ローン登録いただいている事業者様への、2015年6月以降の更新手續きと登録期間については、個別にご案内させていただきます。

変更後

登録申込時必要書類

- ① JIO安心ローン事業者登録申込書
- ② JIO安心ローンⅡ立替払制度利用に関する承諾書
- ③ 印鑑届
- ④ 事業者様の印鑑証明書*
- ⑤ 事業者様の商業登記簿謄本*
- ⑥ 代表者様個人の印鑑証明書*
- ⑦ 直近2期分の決算書
 - ・表紙・貸借対照表・損益計算書・販売費および一般管理費内訳書
 - ・製造原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表・付属明細書

個人事業主様の場合は、
④～⑦の書類に替えて以下の書類が必要です。

- ・代表者様個人の印鑑証明書*
- ・納税証明書(その1～4)*
- ・直近2期分の青色申告決算書

*発行日から3ヶ月以内の原本をご用意ください。

ご注意

JIO安心ローン事業者登録(適格要件)は、直近の決算において債務超過でなく、かつ2期連続して赤字となっていないこと等の条件があります。

JIO安心ローン事業者登録料

登録期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月以上
登録料(税抜き)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円

更新月を事業者様の決算月の5ヶ月後とするため、事業者登録料は、登録期間により異なります。
(例)3月が決算月の事業者様は、8月が更新月です。8月が更新月となる事業者様が5月に登録する場合の登録料は、3ヶ月分の3,000円です。

更新料

10,000円/年(税抜き)

更新登録の有効期間は1年間です。
1年ごとに更新手續きが必要です。

ご注意

登録内容が変更になった場合は、必ずJIOに通知してください。
(事業者名、代表者名、住所、TEL、FAX、預金口座、預金者名、実印、決算月等)